



Title	涉外不法行為に関する英国の伝統的規則とプロパー・ロー – ボーイズ事件と最も重大な関連基準 –
Author(s)	本浪, 章市
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/40324">https://hdl.handle.net/11094/40324</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a>〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ほん なみ しょう いち 本 浪 章 市
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 2 7 6 0 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 8 年 12 月 6 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	渉外不法行為に関する英国の伝統的規則とプロパー・ロー —ボーイズ事件と最も重大な関連基準—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 松 岡 博 (副査) 教 授 渡 邊 惺 之 教 授 野 村 美 明

## 論 文 内 容 の 要 旨

### 一 提出論文の目的

モリスが1951年ハーバート・ロー・レビューで不法行為のプロパー・ローを提唱してから約半世紀近くになる。不法行為の領域では、従来の準拠法の機械的適用のもたらす不合理な解決から脱却するため、合衆国においては、いち早く重心理論、連結集中、統治利益分析、最も重大な関連基準等の柔軟な方法論が開示されてきた。英国では彼の学説の卓抜さにも拘らず、不法行為地法と法廷地法の累積的適用を原則視する二重規則が、枢密院のホーレイ号判決や財務裁判所のフィリップス対アイレの先例の拘束下で厳然と存続していた。しかるに、ボーイズ対チャプリンの貴族院判決は、一定不変に不法行為地法を斟酌する弊害を是正する方向で全員一致し、各判事はそれぞれ特異の方策を模索し、少数ながらプロパー・ローを援用した判事たちもあって、それが息づく傾向さえ看取された。もちろん、結果的には英抵触規則は二重規則を温存しながら、例外則として柔軟な方法を導入したことになる。こうして、プロパー・ローの発想が、不法行為地法への必然的拘泥に対して、諸般の事情を勘案して準拠法を決定するという意味で、歴史的転換期の局面において主要な役割を演じたことに疑いはないが、英国の例外則はプロパー・ローの概念にどの程度近接するものなのか、また合衆国の多様な新アプローチ、ことに重大な関連基準とどのように相関し乃至は相違するかを裁判官達の意見の論評を基調としつつ、比較法的に究明するのが本論文の目的である。

### 二 提出論文の要約

論文「渉外不法行為に関する英国の伝統的規則とプロパー・ロー」(国際債権法の動向第二部)は、その序論で1774年以来的の主要判例を網羅的に概観し、不法行為地法と法廷地法を累積する二重規則の成立過程を仔細に検討した後、地理的な基準より社会現象の法律を優先させるカーン・フロイントの学説を伏線として配備する。第二章はボーイズ対チャプリンの事実および判旨を詳述し、第三章で前掲の判旨および付言の解説と論評を中心とする本論に移る。第一節は不法行為のプロパー・ローの導入を提言するデニング控訴院長の意見をバブコック判決、グリフィス判決等の合衆国判例と対比する。第二節は合衆国と英国の事情の相違を指摘し、またプロパー・ローに徹底的拒否の姿勢を示すアップジョン卿の判旨に対し、統治利益分析はともかく、第二リステイトメントの英国への影響を肯定するノー

スの批判に注目する。第三節はある種類の項目の損害賠償について救済は手続問題と性質決定して純粋な法廷地法主義を採りうるとの主張であるが、アップジョン判事は、1862年のスコット対セイモアの先決例の存在に留意し、さらにバッシュ対ロンドン・I・S会社事件の援用可能性を見出す。第四節は不法行為地法主義を固執した控訴院の少数意見とこれを支持する判例群に言及しつつ、逆にデブロック判事のロパー・ロー適用への関心を摘示する。第五節は損害賠償の項目を実質法上の権利として性質決定しつつも法廷地法適用に踏切ったホドソン判事の立場に触れ、既得権説の否認と重心理論的な発想の借用による法廷地法準拠という解決を紹介する。彼は、ホームズ判事の既得権説を裏付けたスレイター対ウェスタン・U・Tとそれに反対するハンド判事のギネス対ミラーという初期の合衆国の二つの重要判例を対決させている。第六節では柔軟な思考の提唱を争点に最大の関心を有する法域の法を重視するホドソン判事の新方法論への指向とまだ重心理論が克服されていなかった当時の英国の状況を看取する。しかし、合衆国では既に法目的の考慮に傾斜しつつあったわけで、これをディム対ゴードン、ミラー対ミラー等によって例証する。第七節は契約のロパー・ローの類推への反発を取扱う。ロパー・ローの発想が契約に由来することに懐疑的なホドソン卿はむしろリステイトメントの基準を推奨する。彼はウィルコック対ウィルコックこそ引用しなかったが、検証している判例等から見て合衆国法への造詣が深い。第八節はフィリップス原則を管轄規則と把握した上で法廷地法を適用するという解釈論についてであって、インティマが唱導したものである。それ以上にラジカルな見解が豪州判決により同調されたが、モースによって徹底的に論破されている。第九節の二重規則肯定説のもとでの法廷地法の適用は、損害賠償算定を手続問題と性質決定することで行われる。ゲスト卿の判決の特徴はスコットランド判決の大幅な参酌と被害者自身の慰謝料算定の損害賠償全体への包括である。彼の論旨の矛盾を突く第十節では不法行為地法上訴えうるとの要件を単に行為が正当化されえないとする理解に立脚し、マチャード対フォンテスを擁護しつつ法廷地実質法を重視するピアソン判決を紹介する。第十一節は、ワイレス公式（フィリップ原則）の法廷地法寄り解釈は前節と同様であるが、この原則をめぐって展開されたポター対ブロン・ヒル、オコンネル対レイ他の豪・加の英連邦諸判決との比較を試みる。第十二節は二重規則の再確認と例外則設定の必要性を意識する。ウィルバーフォース判決を説明し、1978年判決および1976年のスコットランド判決を通じてその後の進展を見究める。第十三節は第二リステイトメントを模範として、最も重要な関連基準を導入しようとしたウィルバーフォース判決に共感し、余り重視されていないが興味ある初期の合衆国諸判例を調査し、レフラーの考慮事項に及ぶ。第十四節は、デベサージュと法目的の考慮という二大方法論を宣明したウィルバーフォース判決の核心部分を掲げると同時に、リルグレーヴン対テングス、メリーランド損保会社対ジャック他デベサージュと法目的の考慮を併用している諸判例を取上げる。第十五節に至るまでに、例外則設定の素地は完成されたと推定できるが、合衆国でさえ結局は採用されなかった重心理論は現行規則に代置されえないとし、利益分析の方が肝要と主張するウィルバーフォース卿の意見と少し旧聞に属するがロング対パンアメリカン航空会社等の抜本的な究明を通じて、関連学説を随所に挿入した。第十六、十七、十八節の虚偽の抵触に関連して、わが国では松岡博教授が最初に卓越した分析を加えられ、ハータドー判決やオフショア・レンタル会社事件について完璧な解明を示された。従って、第十六節ではヘイの虚偽の抵触の定義、カリーの類型に適合したよりマイナーな判例の挙示を主眼とした。第十七節では虚偽の抵触を使用したウィルバーフォース判決の手法とカーステンの学説を披瀝し、またハータドー判決にも言及する。第十八節は虚偽の抵触を例外則発動の前提要件として位置づけ、オフショア判決についてはケイの論評に依拠するに止めた。こうして、ボーイズ事件の時代背景として合衆国における絢爛たる新方法の展開があり、不法行為に関する英抵触規則はそれらを摂取してというよりそれに啓示を受け、モリスの創唱したロパー・ローの理論や第二リステイトメントの最も重大な関連基準に例外則定立の活路を見出すという抑制された方法で、独自の発展段階を迎えたのである。第四章の学説の展開では、パール、カーター、グレーヴソン、ノースおよび、カーステン、マグレーガー、モリス、ナイ、フォーセット、モースたち十一名の代表的抵触法学者の所説を抜粋する。

### 三 提出論文の結論および意義

ボーイズ判決がマチャード対フォンテスを破棄し、一般原則として不法行為地法と法廷地法が累積される形となり、その結果、不利益を増幅される原告の救済に、不法行為のロパー・ローを標榜したデニング控訴院長および全

員一致の判決を下した貴族院の各裁判官の意見が例外則定立の導火線となり、ダイシー＝モリスは例外則を提示した。ここでは最も重大な関連基準が採用され、かつこの基準の決定には法目的の考慮が働く。チェシャー＝ノースもボーイズ判決は法目的の考慮方式を採用したと理解している。グレーヴソンは不法行為の準拠法の再構築に関連して、ボーイズ事件は二重規則に対する例外を許容する門戸開放であると賞讃した。この処理方法はリステイトメント第145条1項に類似するが、英国の場合はあくまでも二重規則の弊害に対する例外的措置である。しかし、この帰結に到達するには、貴族院の裁判官たちの多岐にわたる意見を総括し、多数意見を抽出するための複雑な操作を経なければならなかった。本論文の特色の一つはあくまでも地道な解釈論を通じて、現行規則の形成過程と正当性を証明した点にある。さらに合衆国で開示された利益分析が、ボーイズ事件において不確かではあるが限定的役割を果し、最も重大な関連基準が導入され、それ以後の判例でも黙示的な賛同をうけ、英国で例外則として定着した状況を説述したことも比較法的な意義があろう。最後に、必ずしも学問的幻想でない生活事実に根ざしたプロパー・ローの概念であるが、1980年6月19日に締結された契約債務の準拠法に関するEC条約を実施するため、1990年の契約(準拠法に関する)法が制定された結果、この概念は無用のものとなった。また本来契約準拠法決定上の発想であったプロパー・ローの概念を不法行為の領域に移入し流用することに反発もある。その上例外則が明確に重大な関連基準を採用したから、プロパー・ローは不必要であるばかりでなく、混乱を惹起する因子となりかねない。しかし、本論文は両者の概念の異同を解明する手懸りとなるのみでなく、プロパー・ローの発想が不法行為の準拠法改革に影響を与えたことは確かであり、その概念はやがて消滅することがあろうとも、英抵触法の沿革上の価値は永遠に語り継がれるであろう。

(注)

- 1 本論文で英国とはイングランドとウェールズを指し、英法とはその地域の法律を言う。
- 2 副論文は合衆国抵触法革命の先駆となったバブコック判決の画期的な新方法論の学理的、体系的研究である。
- 3 参考論文(イ)は国際私法の領域での条約促進の動きと英国の法典化傾向への影響を探る。
- 4 参考論文(ロ)は契約事件における最近のプロパー・ローの意味に注目。
- 5 参考論文(ハ)は従来の種々の種類の契約事件におけるプロパー・ローの用法を例示する。
- 6 参考論文(ニ)は抵触法リステイトメント同様、対外関係法リステイトメントと英国判例の相関関係を調査する資料となりえよう。

## 論文審査の結果の要旨

本浪章市氏の論文『国際債権法の動向』は、氏の「英米国際私法の研究」との副題を有する四冊目の書物である。まず、英国法上、契約のプロパー・ローというとき、かつては契約締結地などの客観的な要素を重視して最も密接かつ真実な関連を探求する客観主義が有力であったが、近時は当事者の意思を重視する主観主義が優勢であると指摘した上で、黙示の意思を推定して契約のプロパー・ローを英国法とした、アミン・ラシード海運会社事件を分析する。つぎに英国の不法行為に関する伝統的規則である、不法行為地法と法廷地法との累積的適用を指示する二重規則の形成過程を分析した後に、アメリカの影響を受けて、英国国際私法に柔軟性を導入したみられる、貴族院のボーイズ事件(英国人間のマルタにおける交通事故に関して、英国法を適用した事件)を検討し、五人の裁判官の意見を中心に据えつつ、それに関連する英国判例とアメリカの多様な方法論に立脚する判例と学説の分析を行う。著者の結論は、この判決においては多様な、相異なる裁判官の意見が存在しているけれども、結局は伝統的規則である二重規則の一般原則を維持しつつ、柔軟な例外則として、プロパー・ロー又はアメリカ抵触法リステイトメントの最も重要な関連という基準を受け入れたものと解釈すべきとする。さらに、不法行為のプロパー・ローと契約のプロパー・ローの相関関係を取り扱った判決を概観した上で、契約の履行の過程で生じる不法行為責任を契約の文言によって排除しうるかは契約のプロパー・ローによるとした見解と、契約中に免責条項が挿入されていない場合に不法行為の準拠法に基

づく請求を認容した判決，さらにはこれに対する学説の対応を分析する。

各国の国際私法において，契約・不法行為の分野は，いま最も激しく揺れ動いている分野であり，わが国での法例改正の重要な課題でもある。本論文は，この国際債権法の分野において，アメリカからの影響を受けつつ，柔軟なプロパー・ローの理論を採用した英国国際私法の判例の動向を綿密に分析検討した優れた業績であり，わが国の今後の立法にも資するものと評価し，博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定した。